

# 課税対象財産と評価方法

種類	項目		評価方法		
課税対象財産	本来の相続財産	土地	農地	純農地・中間農地	倍率方式＝固定資産税評価額×倍率
				市街地周辺農地	市街地農地の80%の額
		市街地農地		倍率方式、または宅地比準方式＝宅地比準額（その農地が宅地であるとした場合の価額）－宅地造成費	
			宅地	市街地にある宅地	路線価方式＝「路線価×宅地面積」を土地の位置や形状により補正した額
		路線価のない宅地		倍率方式＝固定資産税評価額×所定の倍率	
			山林	純山林・中間山林	倍率方式＝固定資産税評価額×倍率
		市街地山林		その山林が宅地であるとした場合の価額－宅地造成費	
			私道	不特定多数者利用	評価しない
		特定者利用		通常の宅地評価の30%で評価	
			土地の上に存する権利	耕作権	農地の自用地としての価額×（1－耕作権割合）
		永小作権		農地の自用地としての価額×（1－残存期間に応じる割合）※定めがない場合は40%	
		地上権		自用地の評価額×権利の残存期間に応じた割合	
		借地権		自用地としての価額×借地権割合（原則）	
			家屋	家屋	固定資産税評価額
		貸家		固定資産税評価額×（1－借家権割合）	
	借家権	固定資産税評価額×借家権割合（概ね30%）			
	建築物	門・塀等		再建築価額－経過年数に応じた減評価	
		池・庭木・庭石等	調達価額の70%相当額		
		有価証券	株式	上場株式	原則として相続開始日の終値、その月の終値の月平均額、その前月の終値の月平均額、前々月の終値の月平均額のうち、最も低い価額を評価額とします。
	気配相場のある取引相場のない			上場株式に準じて評価	
			普通預金	会社利益・配当・資産価値または相続税評価基準による純資産価額	
		預貯金	定期預金	相続開始日の残高	
			利付公社債	相続開始日の残高＋相続開始日に解約した場合の利子額	
		割引公社債	発行価額と相場価格のいずれか低い方＋既経過利子の手取額		
		一般動産	課税時期の最終価格（上場公社債）または、「発行価額＋既経過償還差益の額」（その他）などによって評価		
		書画・骨董品	調達価額		
		貸付信託	売買価額及び専門家による鑑定価額		
		自動車	元金＋既経過収益の手取額－買取割引料		
		電話加入権	調達価額または「新品の小売価額－経過年数に応じた減額」のいずれかを選択		
		ゴルフ会員権	取引相場がある場合は取引価額、取引相場がない場合は国税局長が定める標準価額		
	その他	取引相場×70%			
	貴金属、宝石、自動車、家具、美術品、書画骨董、ゴルフ会員権、特許権、著作権など、現金、預貯金、有価証券、貸付金、売掛金				
	みなし相続財産	生命保険金	受取金額－非課税枠（500万円×法定相続人の数）		
		死亡退職金			
生前の贈与財産	・相続開始前3年以内に贈与した財産 ・相続時精算課税の適用を受けて贈与をうけたもの				
非課税対象財産	祭祀関係	墓地、墓碑、仏壇、仏具、神棚、祭具			
	葬儀関係	香典、花輪代、弔慰金			
	生命保険金	相続人が受け取った金額のうち（500万円×法定相続人の人数）は非課税			
	死亡退職金	相続人が受け取った金額のうち（500万円×法定相続人の人数）は非課税			
	寄付	国、地方公共団体、公益団体へ寄付した財産			
	公益事業財産	宗教、慈善、学術団体などの公益事業を行った人が受け取った公益事業財産			
心身障害受給権	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権				